

閱 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

平成30年第2回定例市議会提出議案

(予 算 案 を 除 く 。)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
7	平成29年度藤井寺市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について	1
8	平成29年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	3
9	平成29年度藤井寺市水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について	5
10	専決処分の承認を求めることについて(平成30年度藤井寺市駐車場特別会計補正予算(第1号))	7
11	専決処分の承認を求めることについて(平成30年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号))	8
(議 案)		
31	市税条例等の一部改正について	9
32	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	25
33	藤井寺市介護保険条例の一部改正について	27
34	藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例及び藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	29
35	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	32
36	藤井寺市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	35
37	藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	37
38	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	39
39	藤井寺市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	41

(諮 問)		
1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	43

このほかの提出議案

- 報告番号 12 公益財団法人藤井寺市地域サービス公社の経営状況の報告について
- 13 公益財団法人藤井寺市勤労者互助会の経営状況の報告について
- 議案番号 40 平成30年度藤井寺市一般会計補正予算(第1号)について
- 41 平成30年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 42 平成30年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 43 平成30年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 44 平成30年度藤井寺市水道事業会計補正予算(第1号)について

報告第7号

平成29年度藤井寺市一般会計予算継続費繰越計算書の報告に
ついて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に
より、平成29年度藤井寺市一般会計予算継続費繰越計算書を次のとおり報
告する。

平成30年6月11日提出

藤井寺市長 國下 和男

平成29年度藤井寺市一般会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成29年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	国・府支出金	特定財源 地方債	その他
9.	3.	市立藤井寺中学校施設整備事業	2,195,045,000	394,342,000	1,612,673,000	2,007,015,000	1,462,230,000	554,785,000	554,785,000	160,554,000	10,131,000	384,100,000	0

報告第8号

平成29年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成29年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成30年6月11日提出

藤井寺市長 國下 和男

平成29年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	未収入 特定財源			一般財源
							国庫 支出金	地方 債		
2. 総務費	1. 総務管理費	庁舎地下1階厨房機器購入費	2,665,000	2,665,000	円	円	円	円	円	
7. 土木費	4. 都市計画費	区画整理事業負担金	25,500,000	25,500,000	0	0	0	0	25,500,000	
7. 土木費	4. 都市計画費	梅ヶ枝水路災害復旧事業	7,483,000	4,659,000	0	3,659,000	700,000	300,000	300,000	
		合計	35,648,000	32,824,000	0	3,659,000	700,000	28,465,000	28,465,000	

報告第9号

平成29年度藤井寺市水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、平成29年度藤井寺市水道事業会計予算継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成30年6月11日提出

藤井寺市長 國下 和男

平成29年度藤井寺市水道事業会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成29年度継続費予算現額			支払義務発生額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越したる繰越資産の購入額
				予算計上額	前年度繰越額	計				損留	定金	
資本的支出	建設改良費	水道施設整備事業	1,589,906,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				337,672,000	38,797	337,710,797	331,958,585	5,752,212	5,752,212	5,752,212	5,752,212	0
資本的支出	建設改良費	配水管備業	394,643,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				185,286,000	4,713,650	189,999,650	168,001,514	21,998,136	21,998,136	21,998,136	21,998,136	2,946,120

報告第10号

専決処分の承認を求めることについて(平成30年度藤井寺市駐
車場特別会計補正予算(第1号))

平成30年度藤井寺市駐車場特別会計補正予算(第1号)について、地方
自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のと
おり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月11日提出

藤井寺市長 國下 和男

報告第11号

専決処分の承認を求めることについて(平成30年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号))

平成30年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月11日提出

藤井寺市長 國下 和男

議案第 31 号

市税条例等の一部改正について

市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 6 月 11 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

平成 30 年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）及び地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）の公布に伴い、個人市民税の非課税範囲の見直し、市たばこ税の見直し、中小企業の設備投資を促進するための措置の新設等その他所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

市税条例等の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 市税条例(昭和56年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第44条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第14条第1項第2号中「1, 250, 000円」を「1, 350, 000円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に100, 000円を加算した金額」を加える。

第20条中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が25, 000, 000円以下である」を加える。

第23条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が25, 000, 000円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第27条第1項中「の者」を「に掲げる者」に、「法第317条の2第1項」を「施行規則第5号の4様式(別表)」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を、「表の」の次に「上欄の」を加える。

第44条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を經由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又は

これに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。第91条を第91条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第91条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第92条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第92条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第93条第1項中「第91条第1項」を「第91条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第96条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第93条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻きたばこの本数に換算する場合における」に、「第91条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第91条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の

紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第93条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のコストに相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第93条の2中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第94条第3項中「第91条」を「第91条の2」に改める。

第96条第1項中「本節」を「この節」に、「第91条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第3条の2第1項中「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

附則第6条の2第12項を第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

1.2 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第12条第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 市税条例の一部を次のように改正する。

第93条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第6条の2第10項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第11項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第12項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 市税条例の一部を次のように改正する。

第93条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第93条の2中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 市税条例の一部を次のように改正する。

第93条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第93条の2中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 市税条例の一部を次のように改正する。

第92条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第93条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に

0. 2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0. 8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0. 8 を乗じて計算した」を削り、同項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同条第 4 項中「又は前項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第 5 項中「第 3 項第 2 号」を「第 3 項第 1 号」に改め、同条第 7 項中「第 3 項第 3 号」を「第 3 項第 2 号」に改め、同条第 8 項中「第 3 項第 3 号ア」を「第 3 項第 2 号ア」に改め、同条第 9 項を削り、同条第 10 項を同条第 9 項とする。

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 6 条 市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年藤井寺市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 2 項中「新条例」を「市税条例」に改め、同項第 3 号中「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 9 月 30 日」に改め、同条第 4 項中「新条例第 91 条第 1 項」を「市税条例第 91 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 13 項中「平成 31 年 4 月 1 日」を「平成 31 年 10 月 1 日」に、「1, 262 円」を「1, 692 円」に改め、同条第 14 項の表第 5 項の項中「平成 31 年 4 月 30 日」を「平成 31 年 10 月 31 日」に改め、同表第 6 項の項中「平成 31 年 9 月 30 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改める。

(災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部改正)

第 7 条 災害による被災者に対する市税の減免に関する条例（平成 7 年藤井寺市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「第 292 条第 1 項第 9 号」を「第 292 条第 1 項第 10 号」に改め、同条第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「第 292 条第 1 項第 8 号」を「第 292 条第 1 項第 9 号」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中市税条例附則第 6 条の 2 第 1 2 項を同条第 13 項とし、同条第 11 項の次に 1 項を加える改正規定 生産性向上特別措置法（平成

30年法律第25号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

- (2) 第1条中市税条例第14条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第27条第1項の改正規定並びに同条例附則第12条第3項の改正規定並びに第7条並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第3条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中市税条例第93条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中市税条例第13条第1項及び第3項並びに第44条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中市税条例第14条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第20条及び第23条の改正規定並びに同条例附則第3条の2の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の市税条例(附則第5条において「新条例」という。)第13条第1項及び第3項並びに第44条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例に

よる。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第2条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(市税条例等の一部を改正する条例(平成27年藤井寺市条例第27号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第91条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区

域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第10条、第96条第4項及び第5項、第98条の2並びに第99条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第96条第1項若しくは第2項、	市税条例等の一部を改正する条例（平成30年藤井寺市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第5条第3項、
第10条第2号	第96条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
第10条第3号	第81条の6第1項の申告書、第96条	平成30年改正条例附則第5条第3項の

	第1項若しくは第2項の申告書、第110条第1項又は第117条第3項の申告書でその提出期限	納期限
第96条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第96条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
第98条の2第1項	第96条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
	当該各項	同項
第99条第2項	第96条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

5. 新条例第97条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

- 第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第10条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」とあるのは、「第96条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第10条、第96条第4項及び第5項、第98条の2並びに第99条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第96条第1項若し	市税条例等の一部を
------	-----------	-----------

	くは第2項、	改正する条例（平成30年藤井寺市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第8条第3項、
第10条第2号	第96条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
第10条第3号	第81条の6第1項の申告書、第96条第1項若しくは第2項の申告書、第110条第1項又は第117条第3項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第8条第3項の納期限
第96条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第96条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項
第98条の2第1項	第96条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
	当該各項	同項
第99条第2項	第96条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項

5 32年新条例第97条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合にお

いて、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第9条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の市税条例(以下この項及び次項に

において「33年新条例」という。)第10条、第96条第4項及び第5項、第98条の2並びに第99条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第96条第1項若しくは第2項、	市税条例等の一部を改正する条例（平成30年藤井寺市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第10条第3項、
第10条第2号	第96条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
第10条第3号	第81条の6第1項の申告書、第96条第1項若しくは第2項の申告書、第110条第1項又は第117条第3項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10条第3項の納期限
第96条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第96条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項
第98条の2第1項	第96条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
	当該各項	同項

第 9 9 条第 2 項

第 9 6 条第 1 項又は
第 2 項

平成 3 0 年改正条例
附則第 1 0 条第 3 項

- 5 3 3 年新条例第 9 7 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第 32 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 6 月 11 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

人事院規則の改正により平成 30 年 4 月 1 日から夜間看護手当が増額されたことに伴い、本市においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年藤井寺市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表夜間看護手当の項中「3,300」を「3,550」に、「2,900」を「3,100」に、「2,000」を「2,150」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（夜間看護手当の内払）

- 2 新条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された夜間看護手当は、新条例の規定による夜間看護手当の内払とみなす。

議案第 33 号

藤井寺市介護保険条例の一部改正について

藤井寺市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 6 月 11 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 56 号）により介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）が改正され、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を定義する規定が改められたことに伴い、条例中の同政令引用部分について所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市介護保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市介護保険条例（平成12年藤井寺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

議案第 34 号

藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例及び藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例及び藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 6 月 11 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）による控除対象配偶者の定義変更に伴い、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例及び藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年藤井寺市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年藤井寺市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号及び第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例第2条の2第2項の規定並びに第2条の規定による改正後の藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条の2第1項第1号及び第2項の規定については、平成30年1月1日から適用する。

(藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例第2条の2第2項の規定の適用については、平成31年6月30日までの間、同項中「所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)第1条の規定による改正前の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者」とする。

(藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条の2第1項第1号及び第2項の規定の適用については、平成31年6月30日までの間、同条第1項第1号中「所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)第1条の規定による改正前の所得税法(昭和40年法

律第33号)に規定する控除対象配偶者」と、同条第2項中「所得税法に規定する同一生計配偶者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)第1条の規定による改正前の所得税法に規定する控除対象配偶者」とする。

議案第 35 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

平成 30 年 6 月 11 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 65 号）により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部が改正され、代替保育の提供及び食事の提供等についての規定が見直されたことに伴い、本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第17条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育

事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。

附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

附則第2項中「この条例の施行の日の前日」を「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日」に改め、「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、「この条例の施行の日」を「施行日」に、「第45条第1項本文」を「第45条第1項本文」に改める。

附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第3項中「第7条本文」を「第7条第1項本文」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

藤井寺市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

藤井寺市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 6 月 11 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

水道事業の経営等に関する重要事項について調査審議する事務を行うため、水道事業にかかる附属機関として藤井寺市水道事業経営審議会を設置するとともに、当該審議会の委員の報酬額を定めるものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中

藤井寺市水道施設整備事業評価委員会	水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、厚生労働省が定めた水道施設整備事業の評価実施要領に基づく事前評価及び再評価に関する事務
-------------------	--

を

藤井寺市水道事業経営審議会	持続可能で安定的な水道事業経営を確保するため、水道事業の経営等に関する重要事項について調査審議する事務
藤井寺市水道施設整備事業評価委員会	水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、厚生労働省が定めた水道施設整備事業の評価実施要領に基づく事前評価及び再評価に関する事務

に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 保育所嘱託医師（歯科）の項の次に次のように加える。

水道事業経営審議会委員	日額	9,500円
-------------	----	--------

議案第 37 号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 6 月 11 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省
令（平成 30 年厚生労働省令第 46 号）により放課後児童健全育成事業の設
備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部が改正
されたことに伴い、本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第11条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認められたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う
大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の一部を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 11 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

大阪広域水道企業団が共同処理する事務に泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町に係る水道事業の経営に関する事務を追加することに関し、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものである。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

第1条 大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「四條畷市」を「泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町」に改める。

第2条 大阪広域水道企業団規約の一部を次のように変更する。

別表第2中「豊能町」の次に「、能勢町」を加える。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成36年4月1日から施行する。

議案第 39 号

藤井寺市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 30 年 6 月 11 日提出

藤井寺市長 國下 和男

田 中 光 春

中 路 新 平

提案理由

現委員 岩口寛治氏及び木下誇氏の平成 30 年 7 月 19 日辞任による後任として任命するものである。

住所

田 中 光 春
生

略 歴

平成10年	5月	藤井寺市農業委員会委員
同 15年	5月	同委員
同 19年	5月	同委員
同 21年	5月	同委員
同 22年	5月	同委員
同 23年	5月	同委員
同 27年	5月	同委員
同 28年	5月	同委員

住所

中 路 新 平
生

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成30年6月11日提出

藤井寺市長 國下 和男

服 部 仁 美

井 関 利 晃

藤 井 勲

提案理由

現委員 服部仁美氏及び井関利晃氏は、平成30年12月31日任期満了によるものであり、藤井勲氏は、現委員 藤本恭平氏の平成30年12月31日任期満了による後任として推薦するものである。

住所

服 部 仁 美
生

略 歴

- 同 21年 4月 藤井寺市青少年指導員（現在に至る）
- 同 24年 10月 人権擁護委員
- 同 28年 1月 同委員（現在に至る）

住所

[Redacted]

井 関 利 晃
[Redacted] 生

略 歴

[Redacted]

- 同 24年10月 人権擁護委員
- 同 28年 1月 同委員（現在に至る）

住所

[Redacted]

藤 井 勲
[Redacted] 生

略 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]